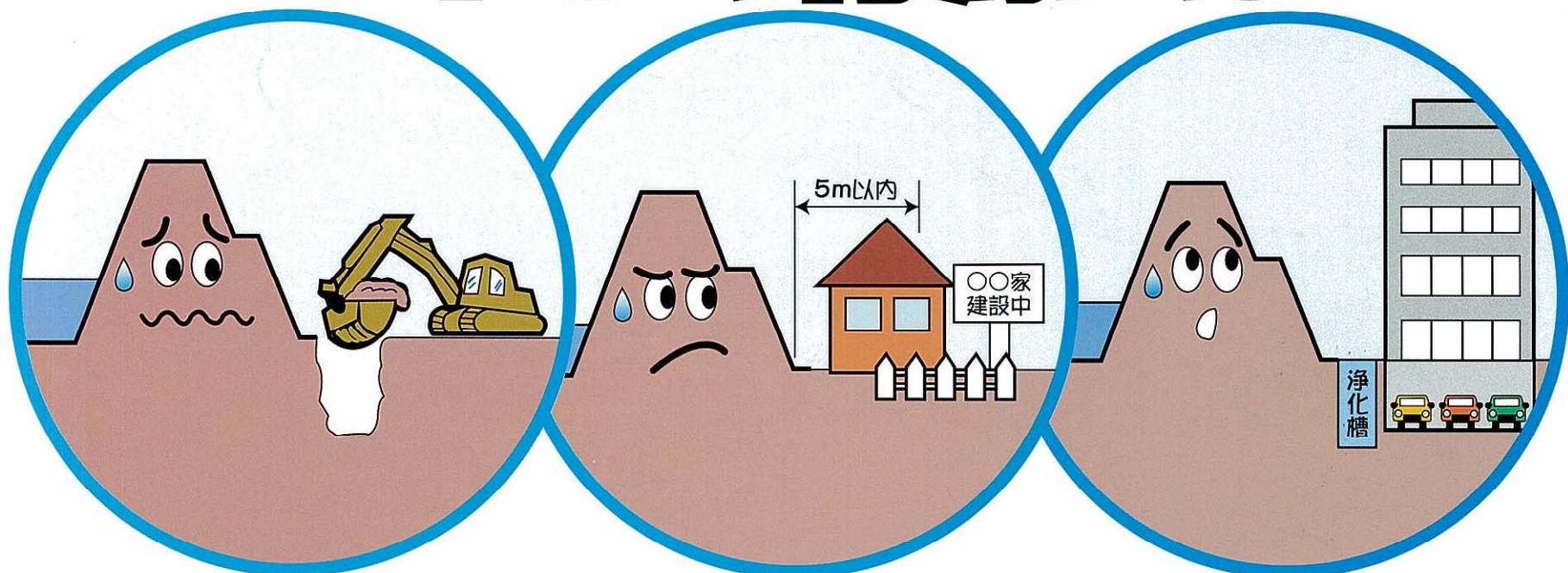


これらの行為には



事前の許可が必要です!!

『河川保全区域』の申請手続きのお願い

身近にある堤防は、洪水の時、みなさんの生命・財産を守る大切なものです。その堤防などを守るために、法律で一定区域（河川保全区域）を決め、その区域内の行為については、河川法の許可が必要となります。

許可を受けずに行った場合は、罰則規定が定められています。また、建築確認の際にもこの許可が必要となります。

許可が必要です!!



河川保全区域内において

1. 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
2. 工作物の新築または改築

手続きはもよりの出張所までお問い合わせ、ご相談下さい

河川保全区域とは

河川保全区域とは、堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止する河川管理施設や河岸を守る大切な区域です。

堤防や護岸などに隣接する土地が掘削されたり、重量建造物や漏水の恐れのある物が設置されると、河川管理施設や河岸の保全に支障となることがあります。そこで、たとえ個人の土地であっても行為制限をする必要があります。その制限規制は、河川法第55条第一項で決められています。

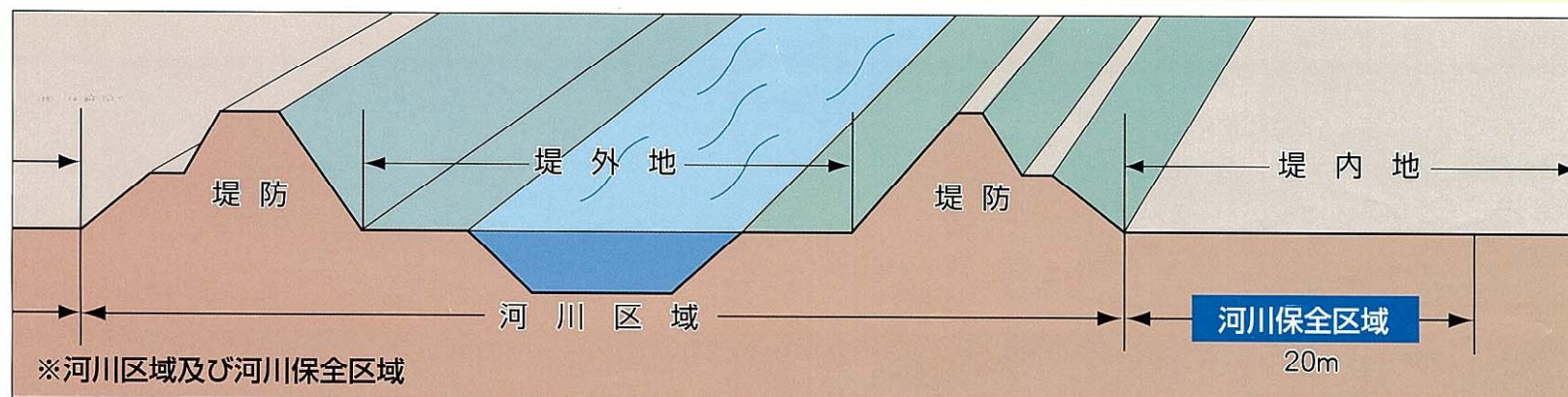
河川法第55条第一項 一河川保全区域内における行為の制限一

河川保全区域内において、次に各号の一に掲げる行為をしようとする者は国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし政令で定める行為についてはこの限りでない。

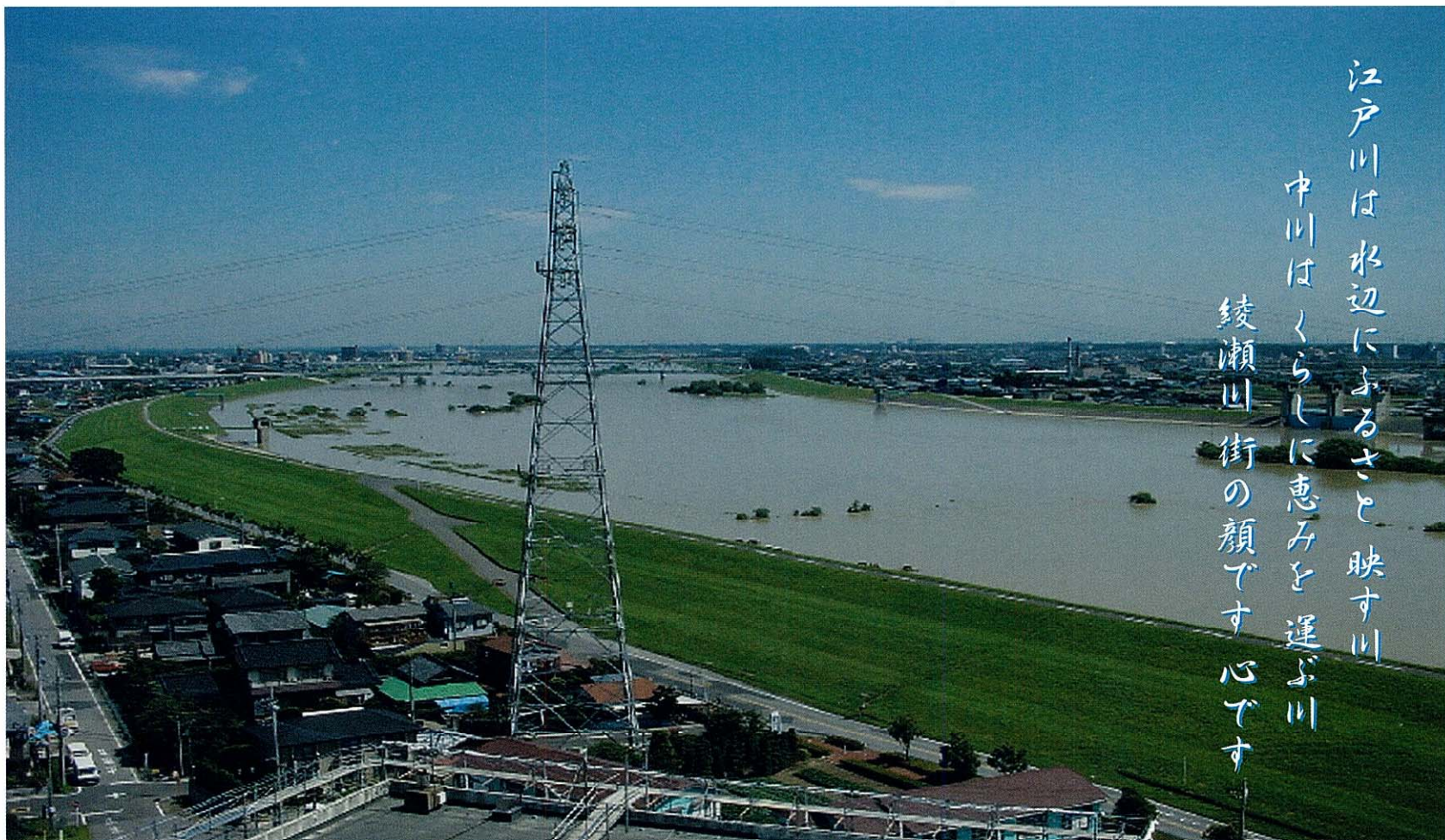
- (1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- (2) 工作物の新築又は改築

河川法第104条 一罰則一

第55条第一項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者は、三月以下懲役又は、20万以下の罰金に処する。



許可が下りるまで大体1ヶ月位かかりますので、余裕をもってお早めに申請して下さい



江戸川は水辺にふると映す川
中川はくらしに恵みを運ぶ川
綾瀬川街の顔です心です

土地の掘削、盛土、切土、形状変更や工作物の新築、改築などで申請を必要としない

政令で定める行為とは

(ただし、これらの行為のうちであっても耕うんを除いて河川管理施設の敷地から5m以内で行われるものについては許可が必要です。)

- (イ) 耕うん
- (ロ) 堤内の土地における地表から高さ3m以内の盛土。(堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが20m以上のものは除きます。)
- (ハ) 堤内の土地における地表から深さ1m以内の土地の掘削または切土。
- (ニ) 堤内の土地における工作物(コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透する恐れのあるものは除きます。)の新築又は改築。
- (ホ) 前4項に掲げるもののほか、河川管理者が河岸または河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為。

詳しくは、下記の出張所までお問い合わせ、ご相談ください

●江戸川上流出張所●

〒344-0112 埼玉県 春日部市 西金野井886
TEL048-746-0063 FAX048-745-0165
担当区域/江戸川(幸手市、杉戸町、庄和町、松伏町、関宿町、野田市)

●中川出張所●

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-41
TEL048-962-2634 FAX048-965-8482
担当区域/中川(松伏町、吉川市、草加市、越谷市) 綾瀬川(足立区)

●運河出張所●

〒270-0107 千葉県流山市西深井836
TEL04-7152-0102 FAX04-7152-6961
担当区域/江戸川(吉川市、野田市、流山市)

●三郷出張所●

〒341-0034 埼玉県三郷市新和2-442
TEL048-952-7015 FAX048-952-7905
担当区域/江戸川・中川(三郷市)

●松戸出張所●

〒271-0042 千葉県松戸市主水新田102
TEL047-343-3722 FAX047-344-8919
担当区域/江戸川(松戸市、流山市)

●中川下流出張所●

〒125-0054 東京都葛飾区高砂1-3-15
TEL03-3694-2757 FAX03-3693-3932
担当区域/中川(八潮市、足立区、葛飾区)

●江戸川河口出張所●

〒133-0062 東京都江戸川区東篠崎町250
TEL03-3679-1460 FAX03-3679-4103
担当区域/江戸川(市川市、江戸川区、葛飾区)

国土交通省 関東地方整備局

江戸川河川事務所 占用調整課

〒278-0005 千葉県野田市宮崎134 TEL.04-7125-7320 FAX.04-7125-0679